

令和6事務年度
国税庁実績評価実施計画

令和6年6月
財務省

はじめに

国税庁の実績評価については、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）に基づき、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標の設定、目標に対する実績の評価及びそれらの公表を行うこととされています。

このため、財務省では、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月財務省策定）に基づき、財務省の政策評価に準じて国税庁の実績評価を行っています。

また、同計画において、国税庁の実績評価の対象期間を7月から翌年6月までと定めるとともに、6月末までに実施計画を策定した上で、翌年の10月末を目途に評価を行うこととしています。

なお、国税庁の実施計画の策定及び評価に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

更に、国税庁では、実施計画及びその評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を確実に実行することとしています。

このように、財務省においては、国税庁の達成すべき目標を設定した上で、その実績評価を適正に行うことにより、国税庁の行政の更なる改善を進めるとともに、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和6年6月
財 務 省

I 令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 10）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P. 10）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
 - (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月財務省策定。以下「基本計画」といいます。）の定めるところに準じて実施しています。
 - (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
 - (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めております。
- また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしております。

2. 国税庁の実績評価の実施計画

財務大臣が設定する国税庁が達成すべき目標は、実績目標(大)、実績目標(小)、業績目標（以下「実績目標等」といいます。）として、実施計画において明らかにしています。また、実績目標等は3段階で設定しており、これらの目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 6）において示しています。

令和6事務年度の実施計画は、「II 令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 3）のとおりに策定しており、実績目標（大）を3、実績目標（小）を5、業績目標を8設定しています。

また、実績目標等には、それを達成するための施策を設定するとともに、各施策には、その達成状況を測定するための測定指標を設定しています。更に、各施策に設定した測定指標には、一つ以上を「主要なもの」とすることによって、それに重点を置いた評価を行うこととしています。

なお、目標ごとに設定した施策及び測定指標は、「II 令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画」の参考2「令和6事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 7）及び参考3「測定指標一覧表」（P. 8）に掲載しております。

(以 上)

Ⅱ 令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和6事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めます。

1. 計画期間（評価の対象期間）

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間

2. 評価方法

実績評価方式による事後評価

3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1－1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1－2	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
業績目標1－2－1	オンラインによる税務手続の推進
業績目標1－2－2	デジタルの活用による業務の効率化・高度化
業績目標1－2－3	事業者のデジタル化促進
実績目標（小）1－3	納税者サービスの充実
業績目標1－3－1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1－3－2	相談等への適切な対応
実績目標（小）1－4	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1－4－1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1－4－2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1－4－3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1－5	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

4. 評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「実績目標等」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

各目標は、目標の達成手段である施策ごとに測定指標を設定します。

評価においては、まず、施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s＋」～「c」の5段階で評定を行います。次に、それぞれの目標について施策の評定を総合して、「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。

なお、実績目標（大）1は、実績目標（小）1－1～1－5の評定を総合して「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。同様に、実績目標（小）1－2は、業績目標

1－2－1～1－2－3の評定を総合して、実績目標（小）1－3は、業績目標1－3－1及び1－3－2の評定を総合して、実績目標（小）1－4は、業績目標1－4－1～1－4－3の評定を総合して、それぞれ「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。

5. 事前分析表の作成

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき事前分析表を作成します。事前分析表においては、実績目標（大）3、実績目標（小）5、業績目標8ごとに分析を行い、目標ごとに次の項目を記載しています。

(1) 実績目標等

実績評価の対象となる実績目標又は業績目標を記載しています。

(2) 実績目標等の内容及び目標設定の考え方

その目標を設定した意図、理由等について記載しています。

(3) 実績目標等を達成するための実績目標（小）、業績目標又は施策

下位目標の設定がある場合は、実績目標（小）又は業績目標を、設定がない場合は、施策を記載しています。

(4) 関連する内閣の基本方針等

実績目標等に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定などのうち、原則として計画期間前の直近1年間のものについて記載しています。

(5) 施策

施策名について記載しています。

(6) 取組内容

施策の具体的取組内容について記載しています。

(7) 測定指標

施策の評価を行うに当たっての測定指標について記載しています。

また、「定量的な測定指標」と「定性的な測定指標」の区分、「主要な測定指標」と「その他の測定指標」との区別を明示するとともに、指標の概要を記載しています。

なお、定量的な測定指標については、「目標値の設定の根拠」を記載しています。

さらに、施策の実施状況を把握するためのものとして、それぞれの測定指標に係る参考指標を設定している場合があります。

(8) 参考指標

参考指標の設定がある場合は、それぞれの測定指標の下部に記載しています。

(9) 今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、その指標名と廃止理由等を記載しています。

(10) 実績目標等に係る予算額等

当該目標に係る予算額を記載しています。

なお、対応する「行政事業レビュー」がある場合は、予算事業IDも記載しています。

(11) 担当部局名

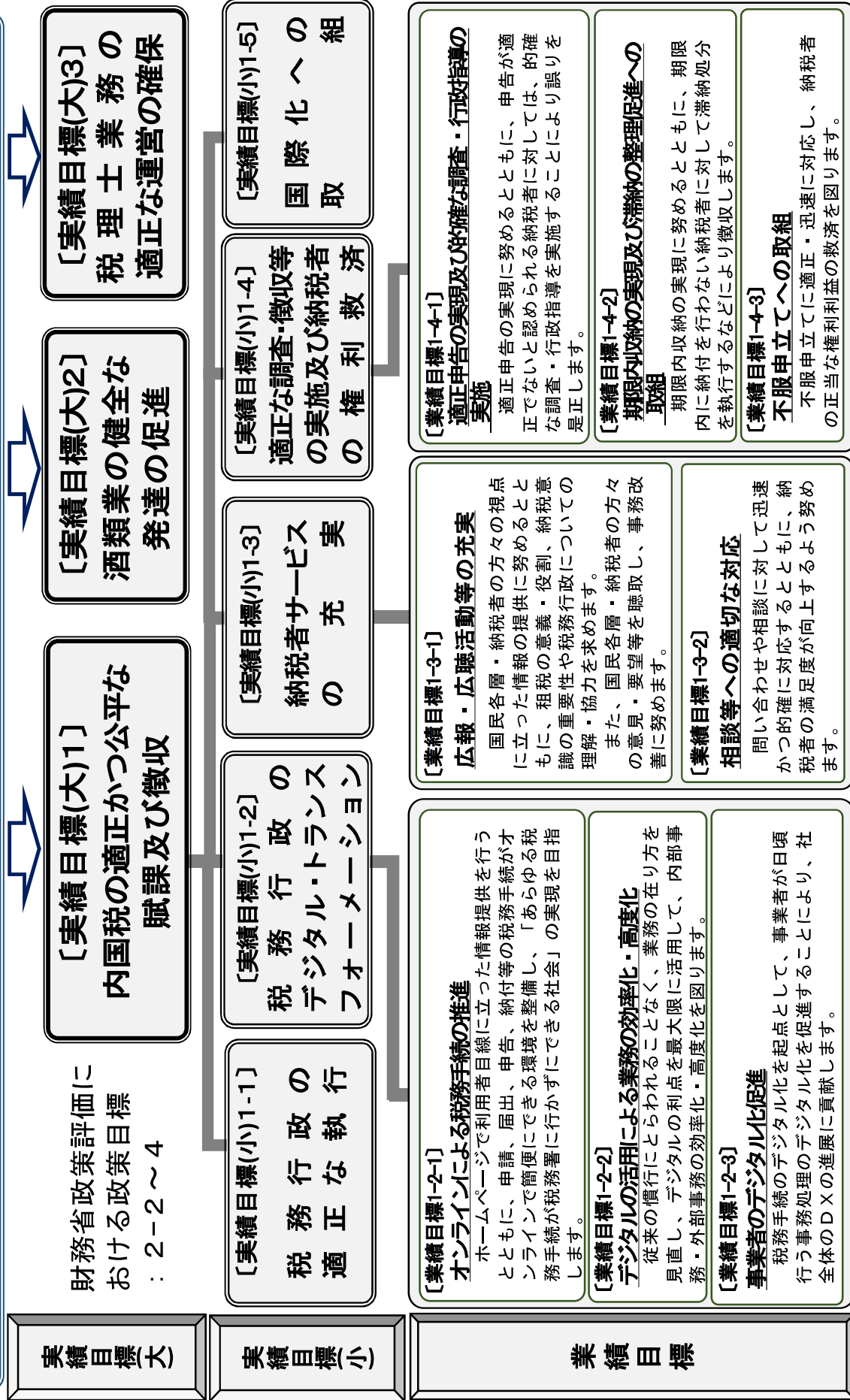
担当する部局名を記載しています。

(12) 実績評価実施予定時期

実績評価を実施する時期を記載しています。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和6事務年度）

国税庁の使命「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



令和6事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数		測定指標数		
	施策名		定量	定性	
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			—	—	
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理		4	3	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			2	
	(3) 守秘義務の遵守			1	
	(4) 職員研修の充実			1	
	実績目標(小)1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			—	—
業績目標1-2-1 オンラインによる税務手続の推進	(1) オンライン申告等の推進		5	10	
	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組			1	
	(3) 利用者目線に立った情報提供			1	
	(4) キャッシュレス納付の推進			1	
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化			1	
業績目標1-2-2 デジタルの活用による業務の効率化・高度化	(1) 内部事務のセンター化の推進		3	1	
	(2) 照会等のオンライン化の推進			1	
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化等			2	
業績目標1-2-3 事業者のデジタル化促進	(1) 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報		2	1	
	(2) 関係省庁などの関係機関との連携・協力			1	
実績目標(小)1-3 納税者サービスの充実			—	—	
業績目標1-3-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実		5	2	
	(2) 租税に関する啓発活動			3	
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進			1	
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保			1	
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等			1	
業績目標1-3-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応		3	4	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応			1	
	(3) 改正消費税法への対応			1	
実績目標(小)1-4 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			—	—	
業績目標1-4-1 適正申告の実現及び 的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集		4	1	
	(2) 的確な調査事務の運営			2	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組			2	
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施			1	
業績目標1-4-2 期限内収納の実現及び 滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		5	1	
	(2) 滞納を未然に防止するための取組			1	
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営			1	
	(4) 滞納の整理促進への取組			1	
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収			1	
業績目標1-4-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理		2	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実			1	
実績目標(小)1-5 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換		6	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施			1	
	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施			1	
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理			1	
	(5) 外国税務当局との知見の共有			1	
	(6) 開発途上国に対する技術協力			1	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組		7	2	
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応			1	
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備			1	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応			1	
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携			1	
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進			1	
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保			1	
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進		3	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施			1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組			1	
上 記 合 計			49	39	42

測定指標一覧表

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁
実績目標(大) 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収				
実績目標(小) 1-1 税務行政の適正な 執行	(定量的)	主 実 1-1-1-A-1	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合	5
		主 実 1-1-1-A-2	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合	6
		主 実 1-1-1-A-3	酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合	6
	(定性的)	主 実 1-1-2-B-1	情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	7
		主 実 1-1-2-B-2	個人情報保護法及び番号法に基づく(特定)個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	7
		主 実 1-1-3-B-1	守秘義務遵守の周知徹底	7
		主 実 1-1-4-B-1	アンケート調査による受講者の意見の把握等	8
実績目標(小) 1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション				
業績目標1-2-1 オンラインによる 税務手続の推進	(定量的)	主 業 1-2-1-1-A-1	e-Taxの利用状況(所得税の申告手続)	13
		主 業 1-2-1-1-A-2	e-Taxの利用状況(法人税の申告手続)	13
		主 業 1-2-1-1-A-3	e-Taxの利用状況(法人税の添付書類を含めた申告手続)	14
		主 業 1-2-1-1-A-4	e-Taxの利用状況(消費税(個人)の申告手続)	14
		主 業 1-2-1-1-A-5	e-Taxの利用状況(消費税(法人)の申告手続)	14
		業 1-2-1-1-A-6	e-Taxの利用状況(相続税の申告手続)	15
		業 1-2-1-1-A-7	e-Taxの利用状況(納税証明書の交付請求手続)	15
		業 1-2-1-1-A-8	e-Taxの利用満足度	15
		主 業 1-2-1-1-A-9	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況	16
		業 1-2-1-1-A-10	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	16
	(定性的)	主 業 1-2-1-3-A-1	一般相談に占めるデジタル相談の割合	18
		主 業 1-2-1-4-A-1	キャッシュレス納付の利用状況	19
		主 業 1-2-1-2-B-1	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	17
		主 業 1-2-1-3-B-1	利用者目線に立った情報提供に向けた取組	18
	主 業 1-2-1-5-B-1	申請・届出等の合理化・簡素化の状況	19	
業績目標1-2-2 デジタルの活用 による業務の効率化・高度化	(定量的)	業 1-2-2-2-A-1	オンライン照会可能な金融機関数	22
	(定性的)	主 業 1-2-2-1-B-1	内部事務のセンター化の状況	21
		主 業 1-2-2-2-B-1	照会等のオンライン化の状況	22
		主 業 1-2-2-3-B-1	データ活用等による調査・徴収の効率化・高度化等	23
		業 1-2-2-3-B-2	モバイル端末の活用の推進	23
業績目標1-2-3 事業者のデジタル 化促進	(定性的)	主 業 1-2-3-1-B-1	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	25
		業 1-2-3-2-B-1	関係省庁などの関係機関との連携・協力	26
実績目標(小) 1-3 納税者サービスの充実				
業績目標1-3-1 広報・広聴活動 等の充実	(定量的)	主 業 1-3-1-1-A-1	国税の広報に関する評価	29
		業 1-3-1-1-A-2	確定申告の広報に関する評価	29
		主 業 1-3-1-2-A-1	租税教室等受講者の理解度	31
		業 1-3-1-2-A-2	税務大学校における公開講座の内容の満足度	31
		業 1-3-1-2-A-3	租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度	31
	(定性的)	主 業 1-3-1-2-B-1	租税に関する啓発活動の集中的な実施	32
		主 業 1-3-1-3-B-1	関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	32
		主 業 1-3-1-4-B-1	地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	33
		主 業 1-3-1-5-B-1	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	33
業績目標1-3-2 相談等への適切な 対応	(定量的)	主 業 1-3-2-1-A-1	電話相談センターにおける10分以内の相談割合	37
		業 1-3-2-1-A-2	電話相談センターにおける電話相談の満足度	37
		業 1-3-2-1-A-3	税務署の窓口・相談対応に対する評価	38
		業 1-3-2-1-A-4	文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合	38
		主 業 1-3-2-2-A-1	苦情の3日以内の処理件数割合	39
	(定性的)	主 業 1-3-2-1-B-1	確定申告期間における適切な対応	38
		主 業 1-3-2-3-B-1	改正消費税法に関する相談等への適切な対応	39

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁	
実績目標(小)1-4 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済					
業績目標1-4-1 適正申告の実現 及び的確な調査・ 行政指導の実施	(定量的)	主 業 1-4-1-2-A-1	調査関係事務の割合	43	
		主 業 1-4-1-2-A-2	調査関係事務の割合（調査課分）	44	
	(定性的)	主 業 1-4-1-1-B-1	有効な資料情報の収集	42	
		業 1-4-1-2-B-1	効果的・効率的な調査事務運営の推進	44	
		業 1-4-1-2-B-2	大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	44	
		主 業 1-4-1-3-B-1	大口・悪質な不正事案等への的確な対応	46	
		主 業 1-4-1-3-B-2	国際化や新分野の経済活動への的確な対応	46	
		主 業 1-4-1-4-B-1	悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	46	
	業績目標1-4-2 期限内収納の実 現及び滞納の整理 促進への取組	(定量的)	主 業 1-4-2-3-A-1	滞納整理事務の割合	49
		(定性的)	主 業 1-4-2-1-B-1	期限内収納を確保するための取組	48
			主 業 1-4-2-2-B-1	滞納を未然に防止するための取組	49
			主 業 1-4-2-3-B-1	効果的・効率的な滞納整理の実施	50
			主 業 1-4-2-4-B-1	滞納の整理促進への取組	51
			主 業 1-4-2-5-B-1	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	51
業績目標1-4-3 不服申立てへの 取組	(定量的)	主 業 1-4-3-1-A-1	「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合	53	
	(定量的)	主 業 1-4-3-1-A-2	「審査請求」の1年以内の処理件数割合	54	
	(定性的)	主 業 1-4-3-2-B-1	裁決事例の公表の充実	54	
実績目標(小)1-5 国際化への取組	(定量的)	主 実 1-5-1-A-1	情報提供要請に対する90日以内の対応	56	
		主 実 1-5-6-A-1	開発途上国に対する技術協力の満足度	59	
	(定性的)	主 実 1-5-2-B-1	共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	57	
		主 実 1-5-3-B-1	国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	58	
		主 実 1-5-4-B-1	相互協議事案の適切・迅速な処理	58	
		主 実 1-5-5-B-1	外国税務当局との知見の共有	59	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進					
	(定量的)	主 実 2-1-A-1	日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援	63	
		主 実 2-1-A-2	日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援	63	
		主 実 2-2-A-1	酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度	65	
		主 実 2-3-A-1	酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合	66	
	(定性的)	実 2-1-B-1	日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組	64	
		実 2-2-B-1	酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上	66	
		主 実 2-4-B-1	構造・経営戦略上の問題への対応	67	
		主 実 2-5-B-1	独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	67	
		主 実 2-6-B-1	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組	68	
		主 実 2-7-B-1	酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応	69	
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保					
	(定量的)	主 実 3-1-A-1	税理士会等への研修会等の評価	70	
		主 実 3-2-A-1	税理士専門官による指導監督等事務の割合	71	
	(定性的)	主 実 3-3-B-1	書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	72	

（注）頁については、実績評価の事前分析表の頁を記載しています。

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表（略）

財務省

Ministry of Finance, JAPAN